

各地域農業再生協議会長 様

北海道農業再生協議会長

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の整理の徹底等について

昨年12月、国は、令和4年度（2022年度）から実施する水田活用の直接支払交付金の見直し方針を示し、その中で「現場の課題を検証しつつ、今後5年間（令和4～8年度）に一度も水張りが行われない農地は、令和9年度（2027年度）以降交付対象水田としない」とされたことから、北海道においては、「水田活用の直接支払交付金の見直しに関する関係機関連絡会議」により、地域農業再生協議会から見直しに向けた課題を吸い上げ、対応策を検討していくこととしています。

一方で、経営所得安定対策等実施要綱別紙1において、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の範囲が規定され、毎年度、地域農業再生協議会は整理することとされていますが、その整理の徹底が改めて求められています（現行ルールの再徹底）。

北海道農業再生協議会としても、北海道農協米対策本部委員会（道米対）や北海道農政事務所と連携し、現行ルールの再徹底を推進してまいりますので、貴協議会においては、地域の交付対象水田の整理を改めてお願いするとともに、今後、各地域農業再生協議会の対応状況や課題等について、順次、意見交換を行うこととしていますので、ご協力をお願いします。

また、見直しに向けた課題と交付対象水田の整理状況について、国から調査依頼がありましたので、期日までの報告をお願いします。

## 記

### 1 国からの調査について

#### (1) 5年間での水張りを困難とする課題に関する調査

様式1により、各振興局農務課へ令和4年5月24日（火）までに中間報告、7月15日（金）までに最終報告をしてください。

#### (2) 交付対象水田の整理状況に関する調査

ア 様式2により、令和4年7月1日現在で、経営所得安定対策等実施要綱別紙1の2の(1)の要件を満たしているか改めて確認・判断の上、各振興局農務課へ令和4年7月15日（金）までに報告してください。

イ 本調査様式の「減少面積」に該当する農地は、令和4年度から水田活用の直接支払交付金の対象外となることを、生産者に十分説明願います。

2 各地域協議会との意見交換について

意見交換は、地域の転作状況（転作田の割合など）を勘案し、順次、実施していく予定です（日程調整は各地域協議会ごとに行います）。

連絡先 北海道農業再生協議会水田部会事務局  
北海道農政部生産振興局農産振興課  
主査（水田対策）  
電 話 0 1 1 - 2 0 4 - 5 4 3 5